

施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）に関するQ&A（新たに認定を取得する方）

1	認定開始日はいつになりますか。	原則、申請日（練馬区にて申請書類を受理した日）から認定します。いずれの申請方法についても、 17時15分までに保育認定係に到達した申請のみを当日受理として取り扱います （以降の到達は翌日受理の扱いとなります）。 認定希望日が受理日より後の日付の場合は、申請書に記載された認定希望日からの認定となります。 施設利用開始後に認定申請をした場合であっても受理日からの認定となり、施設利用開始日に遡って認定することはできませんので、ご注意ください。
2	施設等利用給付認定を受けると、必ず無償化の対象になりますか。	無償化の給付を受けるためには、 （1）利用（予定）施設が無償化の対象施設であること （2）利用状況が無償化の条件に該当すること が必要です。 施設等利用給付認定を受けても、利用施設やご利用条件により無償化の対象にならない場合もありますので、以下の補助金担当係にお問い合わせください。 ○幼稚園：学務課 幼稚園係（03-5984-1347） ○認可外保育施設（認証保育所含む）、その他一時預かり ：保育課 保育サービス推進係（03-5984-1622）
3	施設等利用給付認定を申請をすると、いつから無償化の対象になりますか。	認定開始日以降の利用分から対象となります。
4	認定通知はいつ頃届きますか。	審査の結果、申請内容に問題がなかった場合に、ご自宅宛てに認定通知を発送します。審査には通常2週間～1か月程度のお時間をいただいています。 ※4月認定の申請は、申請数が多く審査に時間を要するため、3月中旬以降に順次発送します。
5	利用する認可外施設（認証保育所含む）が無償化の対象施設であるか分かりません。	利用施設が区内の場合は練馬区保育課保育サービス推進係へ、区外の場合は所在する自治体へお問い合わせください。 ○保育課 保育サービス推進係（03-5984-1622）
6	離婚協議中ですが、保育の必要性の認定に必要な書類（就労証明書等）は父・母どちらの分も提出が必要ですか。	離婚協議中・離婚調停中・離婚裁判中で、かつ、配偶者と別住所・別生計の場合は、ひとり親として認定することが可能です。該当する方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の裏面をご記入いただき、離婚調停、離婚裁判関係書類のコピー、弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類のコピー（契約書等）のいずれかを添付しご申請ください。 なお、配偶者と別住所・別生計となっていない場合はひとり親として認定することができないため、両保護者の保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。
7	配偶者が単身赴任中につき別居しています。保育の必要性の認定に必要な書類（就労証明書等）は、配偶者の分も必要ですか。	単身赴任中はひとり親の扱いとならないため、両保護者の保育の必要性を証明する書類の提出が必要になります。
8	申請日時点で下の子の育児休業を取得しています。育児休業を事由に認定されますか。	原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。 育児休業を取得中の方が施設認定を受けられるケースは、以下の場合に限ります。 （1）認定希望月の末日までに復職する場合※1 （2）認定申請日以外の育児休業取得前から、無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）を利用しており、育児休業取得中も 同一施設※2 の利用を継続する場合 （3）認定申請日以外の育児休業取得前から利用している保育施設・地域型保育事業等を 3月末に卒園※3 し、4月から無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）の利用を開始する場合（例：受入上限が2歳児クラス以下の小規模園からの卒園） ※1 復職日の属する月の1日に遡って認定します。なお、復職証明書が提出されるまでの期間は認定の可否判断を延長し、復職証明書が適切な内容で提出された場合にのみ認定をお出しします。 ※2 同一の幼稚園であっても、プレスクールおよび練馬こども園低年齢型の定期利用は、無償化の対象外であるため、『同一の保育施設』に含まれません。満3歳児クラスについては、令和7年度から取り扱いを変更し、令和7年4月1日以降に満3歳児クラスに入園する児童より、満3歳児クラスを『同一の保育施設』として取り扱います。 ※3 卒園を伴う転園に限ります。卒園を理由としない転園（例：受入上限5歳児までの保育施設から幼稚園等への転園）や本園・分園間での進級制度がある場合（例：マーガレット保育園）は、育児休業を事由に認定できません。

9	練馬区へ転入する予定です。前の自治体で認定を取得していますが、改めて認定の申請が必要ですか。	練馬区へ転入された方は、改めて申請が必要になります（練馬区への転入前に保育の必要性の認定を受けていた場合でも、認定は引き継がれません）。練馬区への転入日と同日に、練馬区へ認定の申請を行ってください。転入前に申請する場合は申請書へ現住所を記載し、あわせて練馬区への転入予定日を記載してください。なお、転入日から14日以内に申請手続きが行われた場合に限り、転入日に遡って認定します。
10	保育園の入園申請のために、以前就労証明書等を提出しています。施設等利用給付認定の申請に流用できますか。	認定希望月の6か月前の前月1日以降に発行されており、かつ、内容に不足がなく、現在も状況に変更がない場合には、書類を流用することができます（例 令和9年4月からの認定を希望する場合、書類の証明日が令和8年9月以降であれば流用可能）。
11	現在、認可保育園に通っています。月途中で保育園を退園し、翌日から幼稚園に転園する予定ですが、幼稚園入園日から施設等利用給付認定の対象になりますか。	まずは、ご利用予定の幼稚園が新制度移行園か未移行園かを幼稚園にご確認ください。それにより在籍可否が異なりますので、以下の【新制度移行園の場合】【新制度未移行園の場合】をご参照ください。 いずれの場合も、退園日が属する月の月末までに、保育園の退園届を保育課へ必ずご提出ください。施設等利用給付認定は、最短で認可保育園の退園月翌月1日からお出しすることができますので、認定希望日までにご申請ください（保育園の退園届の提出がない場合、実際にはすでに登園していない場合であっても在籍扱いとなり、翌月1日から施設等利用給付認定をお出しすることができなくなります）。 ★【新制度移行園の場合】 認可保育園の退園月中は、幼稚園（新制度移行園）や認定こども園に在籍することはできません。 ★【新制度未移行園の場合】 月途中の入園可否については、ご利用予定の幼稚園にご確認ください。入園可となった場合であっても、幼稚園の無償化（施設等利用給付認定に伴う預かり保育の無償化含む）は、保育園の退園月の翌月から適用されます。
12	認可保育園に在籍しており、「子どものための教育・保育給付認定」をすでに取得しています。今後、幼稚園や認可外保育施設に通う場合、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要はありますか。	「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」は異なる制度です。認可外保育施設や幼稚園の預かり保育の無償化を希望される場合は、改めて「子育てのための施設等利用給付認定」をご申請ください。
13	幼稚園を利用していますが、認定を取得すれば預かり保育を利用できますか。また、同幼稚園内での認定者数は決まっていますか。	認定を受けると、預かり保育を利用した際に無償化の対象となります。ただし、利用する幼稚園によっては定員がある場合がありますので、預かり保育の利用については、ご利用の幼稚園へ直接お尋ねください。 なお、幼稚園内の認定者数に制限はなく、認定の要件を満たしている方については、認定をお出しします。
14	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか、満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方としています。このため、保育所等を利用する子どもについて、年度途中に満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中に満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。 一方、幼稚園については、 (1) 学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できることとされている (2) 満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い (3) これまでの段階的無償化においても満3歳から補助対象としている といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります（認定こども園（教育・保育給付第1号認定）、特別支援学校幼稚部を含む）。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）からが子育てのための施設等利用給付の対象となります。
15	オンライン（LoGoフォーム）で申請を行いましたが、マイナンバーカードを持っていないため、ぴったりサービス（令和8年10月27日以降はマイナポータル）からマイナンバーを提出することができません。どうすればよいですか。	『マイナンバー記入用紙』のみ紙様式にて、保育認定係へ郵送または窓口でご提出ください。 なお、郵送申請の場合は、『マイナンバー記入用紙』と申請者のマイナンバー確認書類および身元確認書類を、簡易書留やレターパック等の発着記録が残る方法で送付してください。郵送事故による未着や破損等に対する責任を、区は一切負うことができません。

16	『マイナンバー記入用紙』の電子申請にあたり、マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまいました。電子申請はできますか。	「利用者証明用電子証明書暗証番号（4桁の数字）」と「署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）」二種類の暗証番号の入力が必須となります。どちらか一つでも暗証番号が不明の場合には電子申請を行うことができません。暗証番号の再設定手続きを行ったうえで電子申請をしていただくか、『マイナンバー記入用紙』を紙様式にて、保育認定係へ郵送または窓口でご提出ください。
----	--	--

施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）に関するQ&A（すでに認定をお持ちの方）

17	施設等利用給付認定は毎年申請する必要がありますか。	施設等利用給付認定の申請を毎年行う必要はありません。ただし、保育の必要性が継続しているか確認するため、毎年夏頃に現況調査を実施しています。現況調査の対象となる方にはご案内一式を郵送しますので、ご確認の上、期日までに必要書類をご提出ください。
18	認定を受けた後も、保育の必要性は継続している必要がありますか。	現況調査で保育の必要性が確認できない場合は、施設等利用給付認定が終了します。特に、「就労」要件で認定されている方について、月12日以上かつ1日4時間以上の就労が確認できない場合や、自営業の方が収入があることがわかる書類等を提出できない場合には、「就労」要件での認定継続はできません。 なお、認定終了後は無償化の対象外となり、補助金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。
19	有期の認定を受けています。認定期間満了後も認定を希望する場合、どうしたらよいですか。	認定が切れるまでに、認定満了後の保育の必要性を証明する書類をご提出ください。内容に問題がなければ、認定の内容を更新いたします。なお、認定が切れるまでに書類の提出がなかった場合は、改めて申請手続きをしていただく必要があります。
20	認定を受けていましたが、認定の有効期間が終了しました。再度、認定を受けるためにはどうすればよいですか。	必要書類をご準備のうえ、改めて申請書一式をご提出ください。保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）についても、再度提出が必要です。次の認定開始日は、最短期間でも再度申請書類を受理した日となります。一度認定が切れてしまうと、遡って認定することはできませんので、ご注意ください。
21	現在、第3号認定を受けています。卒園まで認定は継続しますか。	第3号認定は、保育の必要性があることに加え、区市町村民税（以下、住民税という）が非課税であることが要件となります。非課税世帯に該当するかどうかは、4～8月は前年度の住民税、9～3月は当年度の住民税を基準として判断しています。現在、第3号認定を受けている方でも、翌年度の住民税課税状況によっては継続して第3号認定を受けられない可能性がありますので、ご了承ください。
22	現在、求職活動事由で認定を受けています。就労を開始する予定ですが、就労開始日が認定期間満了日の数日後になってしまいます。就労事由で認定を継続して受けることはできますか。	就労事由での認定開始日は、就労開始日（契約開始日）です。認定期間満了前に就労証明書を提出いただき、そこに記載されている就労開始日（契約開始日）から再認定いたします。求職活動事由の認定期間満了日と就労開始日（契約開始日）の間が空いている場合、その期間は認定できず、無償化の対象外となりますのでご注意ください。
23	就労事由で認定を受けていましたが、退職し、その後求職活動をしていません。認定はどうなりますか。	退職により保育の必要性の要件を満たさなくなった場合は、退職日をもって認定を終了します。認定終了と同時に、無償化の対象外になりますのでご注意ください（要件を満たしていないことが後になって発覚した場合、遡及して認定を終了し、支給済みの補助金を返還していただく場合があります）。 なお、育児休業事由での認定中に退職した場合は、その後の求職活動の有無にかかわらず、退職日をもって認定を終了します。 いずれの場合も、就労状況に変更があった場合は速やかに申告をしてください （申告を受け、認定期間を変更した通知を発送します）。
24	すでに認定を受けていますが、補助金はいくつ頃支給されますか。	補助金の申請や支給、金額に関することは、ご利用中の施設に応じて、担当係へお問い合わせください。 ○幼稚園：学務課 幼稚園係（03-5984-1347） ○認可外保育施設（認証保育所含む）、その他一時預かり：保育課 保育サービス推進係（03-5984-1622）
25	練馬区から転出予定です。転出前や転出後に必要な手続きはありますか。	練馬区への届出は不要です。住民票異動日をもって、練馬区での施設等利用給付認定は終了します（認定通知は発送しません）。転出後も引き続き認定を希望する場合は、転出先の自治体に改めて施設等利用給付認定をご申請ください。